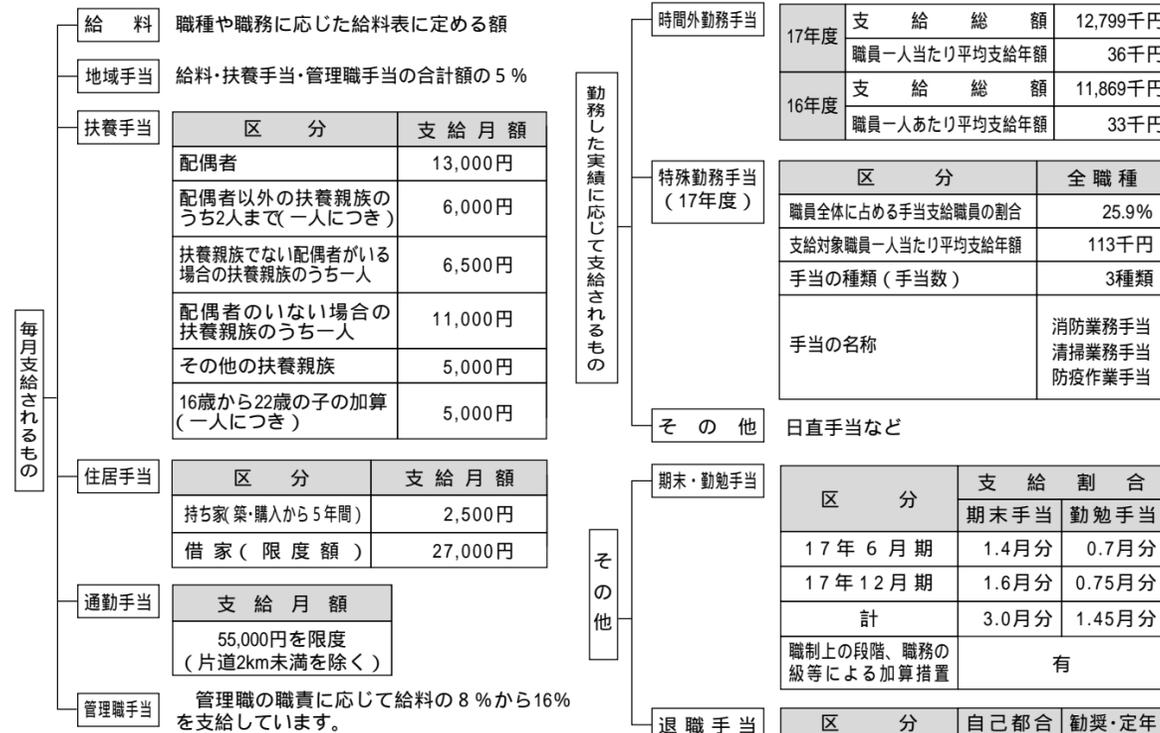


⑥職種別職員数の状況(平成18年4月1日現在)

区分	一般行政職	税務職	准看護師 保健師 栄養士	保育士	消防職	企業職	技能 労務職	教 公 務 員	計
職員数	162人	12人	9人	31人	75人	14人	45人	2人	350人
構成比	46.3%	3.4%	2.6%	8.8%	21.4%	4.0%	12.9%	0.6%	100%

(注)・教育長は除く  
 ・企業職は水道、温泉の職員  
 ・技能労務職は自動車運転員、清掃業務員、給食調理員、学校用務員、ホームヘルパーなどの職員  
 ・教育公務員は幼稚園の教諭

⑦給与の種類とその内容(平成18年4月1日現在)



平成16年4月1日から給与抑制措置及び人事院勧告を受けて、  
 ・住居手当のうち、持ち家の支給を築・購入から5年間だけ2,500円の支給とし、その他区分(2,000円)を不支給としました。  
 ・通勤手当のうち、定期券の支給額を1か月定期代から最長期間の定期代に改定しました。  
 ・管理職手当を一律2%減としました。

平成18年4月1日から給与構造改革により、  
 ・地域手当を一律9%から5%に引き下げました。

平成16年4月1日から、給与抑制措置として、特殊勤務手当のうち保育業務手当と技術職務手当を不支給としました。

平成17年4月1日から、給与抑制措置として、  
 ・特殊勤務手当のうち徴収事務にかかる手当を不支給としました。  
 ・賞与時の役職加算率を一律2.5%減としました。  
 ・教育長の賞与時の管理職手当相当率を全額カットしました。

退職手当の支給率は、県内3市15町1村6一部事務組合で構成する退職手当組合の条例によるものです。